

関係所属長 殿

交通部長

「交通安全ありがとう運動」の実施について(通達)

当県警においては、平成29年から「歩行者に日本一やさしい山形県」をスローガンに掲げ、横断歩行者妨害の取締り強化や関係機関・団体と連携した横断歩行者保護意識の浸透活動を推進しているが、JAF調査の「信号機のない横断歩道における車両の一時停止率」は、平成30年の7.6%から令和元年は20.4%と一定の向上が見られるものの、10台に8台は依然として停止せず「横断歩道における歩行者優先」が守られていない現状である。

そこで、現在推進中の活動と併せて、見出しの運動を実施し、横断歩行者保護意識の更なる浸透と交通安全意識の高揚を図ることとしたので、積極的な取組をされたい。

記

1 運動概要

(1) 実施内容

歩行者が信号機のない横断歩道を渡る際、停止したドライバーに対して「お辞儀」や「手振り」などの動作による謝意を示す実践を呼び掛けるもの。

(2) 目的・効果

歩行者がドライバーに謝意を示すことにより、ドライバー側は、自らの取った行動が他の人に利益を与え感謝されることを実感でき、そのことが更なるルール遵守と交通安全意識の高揚に繋がる効果が期待できる。

また、実践する歩行者側も交通ルールを遵守するドライバーを見ることで交通安全意識の高揚に繋がるとともに児童・生徒においては、将来、歩行者に優しく交通ルールを遵守するドライバーになる相乗効果が期待できる。

2 推進事項

(1) 交通安全教育等での協力依頼

会議、講習会、交通安全教室を通じ、停止したドライバーに対する謝意を示す協力依頼を行い本運動の積極的な浸透を図ること。

特に児童・生徒に対する交通安全教室においては、本運動の趣旨や具体的な行動を分かりやすく説明して実施協力を行うこと。

(2) 関係機関・団体と連携した推進

関係機関・団体に運動への協力依頼を行うほか、通学路等で街頭指導活動を行っている地区交通安全協会、交通安全母の会、自治体の交通指導員等に対して、街頭指導時には、歩行者とともに謝意を示すことを要請すること。

(3) 警察職員による実践

警察職員は、率先して本運動を実践して県民への浸透を図ること。

(4) 各種広報媒体による周知広報の実施

ミニ広報紙、自治体の広報紙及び地域情報紙等を活用し、本運動の周知を図ること。

3 留意事項

(1) 本運動は、当県における将来の交通安全意識の高揚を目的とするものであることから、協力依頼は対象者の実情に配慮しつつあらゆる機会を捉え、繰り返し行うこと。

また、これまで行ってきた「横断時の意思表示」についても繰り返し協力依頼を行うこと。

(2) 本運動における、停止した車両へ謝意を示すことは、これまで推進している横断歩行者保護意識の浸透活動の「横断時の意思表示」と同様に歩行者の自主的な行動を呼び掛けるものであることに配慮して、交通安全教室や街頭指導においては強制的な言動は避けること。

(3) 運転者に対しては、これまで同様に歩行者優先規定（道路交通法第38条）の周知活動とともに横断歩行者妨害の取締りを継続強化すること。

(4) 本運動の実践協力及び周知広報においては、別添チラシを積極的に活用すること。

【担当】 企画担当補佐